県産農産物の輸出に係る物流調査　仕様書（案）

１ 業務名：県産農産物の輸出に係る物流調査業務委託

２ 業務目的

長崎空港を活用した輸出物流の可能性を検証するため、対象国に輸出実績のある県外の輸出事業者、物流事業者及び県内の輸出関係事業者へのヒアリング調査を実施し、輸出物流の実態や課題、長崎空港活用の可能性を整理・分析することで、県産農産物の輸出拡大に向けた物流モデル構築の基礎資料を得ることを目的とする。

３ 業務期間

契約日から令和９年３月３１日（水）までとする。

４ 業務の内容

市場ニーズ及び物流実態を把握するため、対象国に輸出実績のある県外の輸出事業者、物流事業者及び県内の輸出関係事業者を対象としたヒアリング調査を実施する。

調査に当たっては、対象国・対象品目ごとの輸出実績、物流上の課題、市場ニーズ及び長崎空港活用の可能性について聞き取りを行い、その結果を分析のうえ報告書として取りまとめる。

５ ヒアリング件数

ヒアリングを実施する事業者については、県と協議のうえ決定すること。

・対象国に輸出実績のある県外の輸出業者　　２社以上
・物流事業者　２社以上
・県内の輸出関係事業者　４社以上

６ 調査対象

対象国・都市及び対象品目は以下のとおりとする。

対象国	都市	対象品目
アメリカ	ロサンゼルス	いちご
カナダ	バンクーバー	みかん
オーストラリア	シドニー	メロン

７ ヒアリング調査項目

（１）対象国に輸出実績のある県外の輸出事業者

〇輸出実態について

・現在の輸出ルート及び選定理由
・輸送頻度及び取扱数量
・１回当たりの出荷量

・輸送費の主な負担項目

〇課題及び改善ニーズ

・輸送コストに関する課題

・リードタイムに関する課題

・品質保持に関する課題

・現在利用している輸送手段の課題

・長崎空港活用に期待する条件

・長崎空港利用時に許容可能なコスト増減の範囲

（２）物流事業者

〇輸送体制

・対象国向けの輸送対応状況

・貨物受付条件

・コールドチェーン体制

・輸送時の品質管理手法

〇物流課題

・空港利用上の課題

・積替えリスク

・植物検疫・通関上の課題

・輸送費を左右する主な要因

〇長崎空港活用可能性

・現在の輸出ルートの手法

・長崎空港利用時のメリット

・利用拡大に必要な条件

・必要と考える貨物量

・必要な施設機能

・想定される課題

（３）県内の輸出関係事業者

〇出荷実態

・年間出荷量

・輸出向け出荷量

・出荷可能時期

・出荷頻度

・出荷ロット

〇物流に関する課題

・輸送コスト

・出荷作業負担

・輸送時間に関する課題

・現在の物流体制における課題

〇長崎空港利用の可能性

・長崎空港活用意向

・利用に当たって必要な支援

・利用する場合の条件
・想定される課題

8 比較対象空港分析

ヒアリング結果を踏まえ、長崎空港、羽田空港及び成田空港を利用した、輸出ルートについて、輸送時間、輸送回数及び物流条件を整理・比較する。

9 物流コスト分析

ヒアリング結果を基に、トラック輸送費、通関費、航空運賃等の把握可能な費用を整理し、輸送ルートごとの物流コストを比較・分析する。

10 リードタイム分析

産地出荷から現地到着までの時間を工程別に整理し、総輸送時間を比較する。

11 損益分岐点分析

長崎空港利用における輸出者の採算確保の条件について、ヒアリング結果を基に整理・分析する。

12 調査報告

上記に係る調査・分析結果等を取りまとめて、報告書を作成し、報告書の最後には対象国及び品目に対しての「輸出のポイント」「提言」を盛り込むこと。

また、報告は委託者と協議のうえ、最終報告前に 1 回説明を行うこと。

13 業務実施体制

業務実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、受託者は、業務実施体制を明確に示すこと。

（1）受託者は、本事業を円滑に遂行するために、県の事業担当者と一元的に連絡調整を行い、また、全体の責任を負う業務責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を担うこと。

（2）受付・応対業務

長崎県の休日を定める条例（平成元年 7 月 18 日長崎県条例第 43 号）に定める休日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時 45 分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に応対できること。

（3）ミーティングの実施

①受託者は、県の事業担当者と適宜ミーティング（オンライン含む。）を行い、事業の進捗状況の報告や情報共有等を行うこと。

②ミーティング後は、簡潔な議事録を作成し速やかに提出すること。

14 業務完了報告

（1）業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、提出すること。

①委託業務完了届　紙媒体１部
②実施報告書　　紙媒体１部及び電子媒体１部

（２）納品場所

〒850-8570　長崎市尾上町３番１号
長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

15 その他特記事項

（１）受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。

（２）受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。

（３）受託者は、やむを得ない事情が発生した場合や、事業目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書等の変更について県と協議することができる。

（４）受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

（５）本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は長崎県と協議のうえ決定する。